

第58回理事会・第28回評議員会決議

令和7年度
事業計画書

令和7年4月1日から

令和8年3月31日まで

公益財団法人 東教育財団

令和7年度事業計画書

1 助成事業について

(1) 学校教育事業助成

① 助成対象となる団体

大阪市内に所在する学校教育法第1条に規定する学校（私立学校を除く。）のうち、幼稚園、小学校及び中学校

② 助成対象となる事業

大阪府中央区内の学校教育の充実・発展に寄与し、かつ、当該学校の独自性や特性を持つ事業。ただし、事業実施に要する経費の全額を公費で負担すべき事業はこの限りでない。

③ 助成対象となる経費

上記事業の実施に直接必要となる経費（助成金を助成対象事業以外の目的に使用することはできない。）

④ 助成の基準

- ・ 幼稚園 1園につき 20万円限度 事業数は問わない。
- ・ 小学校 1校につき 30万円限度 事業数は問わない。
- ・ 中学校 1校につき 40万円限度 事業数は問わない。

⑤ 加算措置

東教育財団設立100周年記念事業として、財団設立100周年記念事業積立資金を取り崩し、次のとおり通常の助成に加算して助成する。

幼稚園	1園あたり	10万円
小学校	1校あたり	20万円
中学校	1校あたり	25万円

【参考】加算後の助成金額

幼稚園	1園につき	30万円限度
小学校	1校につき	50万円限度
中学校	1校につき	65万円限度

(2) 社会教育・生涯学習事業助成

① 助成対象となる団体

大阪市内に所在する社会教育・生涯学習の活動を行う社会教育団体及び生

生涯学習団体

② 助成対象となる事業

大阪市中央区内の社会教育や生涯学習の充実・発展に寄与する事業。ただし、営利を目的とする事業はこの限りでない。

この助成金は、社会教育事業助成と生涯学習事業助成の2種とする。

③ 助成対象となる経費

上記事業の実施に直接必要となる経費（助成金を助成対象事業以外の目的に使用することはできない。）

④ 助成の基準

- ・社会教育事業助成 1団体1事業 10団体まで 1事業25万円から40万円の範囲内
- ・生涯学習事業助成 1団体1事業 8団体まで 1事業10万円限度
- ・助成金額は、助成対象となる経費の50%以内の額

⑤ 加算措置

東教育財団設立100周年記念事業として、財団設立100周年記念事業積立資金を取り崩し、社会教育団体に対して通常の助成に1団体1事業あたり10万円を加算して助成を行う。

【参考】加算後の助成金額

社会教育団体 1事業35万円から50万円の範囲内

(3) 地域文化・まちづくり事業助成

① 助成対象となる団体

大阪市内に所在する地域文化・まちづくり活動を行う団体

② 助成対象となる事業

大阪市中央区内の地域文化や地域まちづくりの振興に寄与する事業。ただし、営利を目的とする事業はこの限りでない。

この助成金は、地域文化事業助成と地域まちづくり事業助成の2種とする。

③ 助成対象となる経費

上記事業の実施に直接必要となる経費（助成金を助成対象事業以外の目的に使用することはできない。）

④ 助成の基準

- ・地域文化事業助成 20事業程度 1事業15万円限度
- ・地域まちづくり事業助成 5地域まで 1地域40万円限度
- ・助成金額は、助成対象となる経費の50%以内の額

(4) 申請受付期間 2月12日(水) ～ 2月28日(金)

(5) 令和7年度事業助成募集要項 別紙

(6) 助成金の審査及び決定

助成団体及び助成金額は、助成金審査会の審査を経たうえ、4月開催の理事会で決定する。

(7) 助成事業の広報

- ① 財団のホームページに掲載
- ② 「広報ちゅうおう」2月号に令和8年度募集記事掲載

2 特定費用準備資金から移行した公益充実資金積立金事業

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の改正に伴い、公益充実資金が創設されたことにより、公益目的事業に関する特定費用準備資金は、廃止となり、公益充実資金に移行するとされている。このため、当財団が特定費用準備資金として保有する「基本財産運用益減収対策積立資金」及び「財団設立100周年記念事業積立資金」も、7年4月1日付けで公益充実資金に組み込むこととし、次のとおり取崩し等を行う。

(1) 基本財産運用益減収対策積立資金（令和2年度設定）

7年度に見込まれる収支不足額189万5,000円の取崩しを実施する。

(2) 財団設立100周年記念事業積立資金（令和4年度設定）

5年度に修正した計画により7年度助成に加算する分375万円の取崩しを実施する。

(3) 新たな公益充実活動等の設定

7年6月に償還を迎える国債の償還資金（総額10億円）の運用結果を踏まえ、助成事業の維持・拡充を図るために新たな公益充実活動等の設定を検討し、必要な資金を積み立てる。

3 広報啓発事業

(1) 「東教育財団だより」の発行

東教育財団の事業と、大阪の文化・歴史を紹介する季刊誌を発行する。

- ・ 発行時期 年4回（4月春号、7月夏号、10月秋号、1月冬号）
- ・ 仕様等 A4版4頁、200部発行
- ・ 財団ホームページにも掲載

(2) 財団ホームページの更新による情報開示

財団ホームページを更新し、東教育財団の事業及び財務について情報開示を行う。

4 その他財団の管理運営に関すること

(1) 理事及び監事の改選

7年6月開催の定時評議員会で、定款に基づき理事及び監事の任期が満了となるため、改選を行う。

(2) 償還資金の運用

7年6月に満期を迎える国債の償還資金については、リスク分散の観点から、期間の異なる新発債券を2件以上に分けて購入することとし、次の購入条件

- ① 購入する債券が、国債、地方債、政府保証債の場合
 - ・ 年利1.6%以上で、期間は20年以内
- ② 購入する債券が、①以外の場合
 - ・ 年利1.6%以上で、期間は5年から10年
 - ・ 信用格付が高い債券
 - ・ 発行体が、インフラ系の事業債又はメガバンクの劣後債を念頭に運用を図る。

(3) (仮称) 助成事業検討委員会の設置

償還資金の運用結果を踏まえ、(仮称) 助成事業検討委員会を設置し、8年度以降の助成事業のあり方等について検討する。

〔参考〕 令和7年度事務事業予定

実施予定月日	事務事業	内 容	備 考
(3月28日)	第32回助成金審査会	7年度助成申請書審査	事務所
4月上旬	情報公開、広報	7年度事業・予算等のHP掲載	ホームページ
4月上旬	東教育財団だより	第41号発行	
4月上旬	業務執行役員会	7年度第1回役員会開催	事務所
4月15日	第59回理事会	7年度助成事業の決定	中央区地域コミュニティプラザ
4月中旬	役員等候補者選考委員会	第1回選考委員会開催	事務所
4月中旬	拡大役員会	役員候補者推薦の検討	事務所
4月下旬	助成金決定通知送付	申請のあった各学校園・団体へ	
4月下旬	第33回助成金審査会	6年度実施報告書審査	事務所
5月上旬	監事監査	6年度監査	事務所
5月中旬	業務執行役員会	7年度第2回役員会開催	事務所
5月下旬	第60回理事会	6年度事業報告・決算等審議	中央区地域コミュニティプラザ
5月下旬	役員等候補者選考委員会	第2回選考委員会開催	事務所
6月上旬	業務執行役員会	7年度第3回役員会開催	事務所
6月中旬	第29回評議員会	6年度事業報告・決算等審議、 役員の改選	中央区地域コミュニティプラザ
6月中旬	第61回理事会	代表理事・業務執行役員の選定	中央区地域コミュニティプラザ
6月下旬	定期報告書類の提出	事業報告・財務諸表の電子提出	大阪府
6月下旬	役員変更登記		法務局
7月上旬	情報公開、広報	6年度事業・決算報告、7年 度助成実績等のHP掲載	ホームページ
7月上旬	東教育財団だより	第42号発行	
8月下旬	(仮称)助成事業検討委員会	第1回委員会開催	事務所
9月中旬	(仮称)助成事業検討委員会	第2回委員会開催	事務所
9月中旬	業務執行役員会	7年度第4回役員会開催	事務所
9月下旬	監事監査	7年度中間監査	事務所
10月上旬	第62回理事会	7年度事業の中間進捗状況報告 8年度事業助成募集要項審議	中央区地域コミュニティプラザ
10月上旬	東教育財団だより	第43号発行	
11月上旬	情報公開、広報	8年度事業助成等のHP掲載	ホームページ
11月中旬	事業助成説明会	8年度事業助成申請者説明会	中央区地域コミュニティプラザ
12月上旬	業務執行役員会	7年度第5回役員会開催	事務所

1月 上旬	東教育財団だより	第 44 号発行	
2月 上旬	8年度事業助成広報	区広報紙に募集記事を掲載	
2月 中旬	8年度事業助成受付	8年度事業助成募集	
2月 下旬	業務執行役員会	7年度第6回役員会開催	事務所
3月 中旬	第 63 回理事会・ 第 30 回評議員会	8年度事業計画書・予算書審議	中央区地域コミュニティプラザ
3月 下旬	定期報告書類の提出	事業計画書・予算書の電子提出	大阪府
適 時	事業の進捗報告	理事長・会計理事・審査理事	事務所
適 時	公認会計士の指導	財務諸表にかかる指導	事務所
適 時	各種セミナー参加	財団運営関係講習会	